

葛飾区公文書管理条例準備委員会設置の背景及び経緯

1 国の経緯

平成 20 年 2 月 公文書の在り方などに関する有識者会議の開催を決定

※平成 19 年 5 月に起きた年金記録問題などですさんな公文書の管理が明らかとなり、福田首相が法制化を指示。

平成 21 年 7 月 「公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）」公布

※公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」とし、「主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を担保する法律

平成 23 年 4 月 「公文書等の管理に関する法律」施行

2 東京都の経緯

平成 28 年 12 月 小池都知事が公文書管理条例の策定を指示

※豊洲市場移転関係公文書の管理に関する問題を受け、都政の透明化を図るために条例化を指示

平成 29 年 6 月 「東京都公文書の管理に関する条例（平成 29 年東京都条例第 39 号）」公布

平成 29 年 7 月 「東京都公文書の管理に関する条例」施行

※条例名は令和 2 年に「東京都公文書等の管理に関する条例」に改正

3 葛飾区の経緯

平成 27 年 7 月 公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえ、区民が公文書を主体的に利用でき、かつ、歴史的に貴重な文書を保存するための、公文書等の適正な管理、保存方法等について検討を行うため、「葛飾区公文書管理検討会（区部長級の検討会）」を設置 ※保存文書のスリム化がきっかけ

平成 30 年 3 月 「葛飾区文書取扱規程」改正及び「葛飾区歴史的公文書の保存及び公開等に関する要綱」制定

・文書保存年限見直し（永年保存→30 年保存）

・保存年限 30 年の公文書が保存年限に達した場合は、廃棄するもの、歴史的公文書とするもの、保存年限を延長するもののいずれかに分類すること

平成 30 年 5 月 歴史的公文書の選別開始

平成 31 年 4 月 すでに稼働していた文書件名検索システムを改修し、以下の 4 点の公開を開始

①文書管理システムの文書の件名、②文書管理システム導入前に作成・取得された紙文書で、保存年限を延長して保存している文書の件名、

③歴史的公文書の件名、④昭和 29 年度以前の歴史的公文書の PDF データ

令和 4 年 5 月 区議会議員の一般質問をきっかけに、青木区長が公文書管理条例制定を指示

令和 5 年 5 月 「葛飾区公文書管理条例準備委員会設置要綱」制定